四国中央市広報紙広告取扱基準

平成 18 年 3 月 1 日 告示第 12 号

第1 目的

この告示は、四国中央市広告掲載要綱(平成17年四国中央市告示第81号)に定めるもののほか、市報四国中央(以下「市報」という。)の広告掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 広告の種類等

市報に掲載する広告は、印刷広告(以下「広告」という。)とする。

- 2 市報に掲載する広告の規格は、次のとおりとする。
 - (1) 裏表紙の場合

縦5cm×横6cm

(2) 裏表紙以外の場合(表紙を除く。)

縦4cm×横6cm

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもの
- 3 前項に規定する広告は、複数枠の掲載を可とする。この場合において、当該枠の統合を 認めるものとする。
- 4 市報に掲載する広告の位置及び枠数は、市長が指定するものとする。
- 第3 広告の制限等

市長は、広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、市報に掲載しないものとする。

- (1) 法令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会的に不適切なもの
- (6) 責任の所在が明確でないもの
- (7) 事実と異なる内容を含むもの
- (8) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの
- (9) 比較広告(二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるものを含む。)
- (10) 懸賞広告及びクーポン付き広告
- (11) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (12) 国内世論が大きく分かれているもの
- (13) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの
- (14) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として掲載することが適当でないと認める もの
- 2 市長は、次に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲載しないものとする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に

より規制されるもの

- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの
- (5) 法令等で認められていない業種、商法及び商品
- (6) 国家資格等に基づかないものが行う治療法
- (7) 不動産物件に関するもの及び宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)若しくは建築基準法(昭和25年法律第201号)による登録のなされていない業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告を掲載する業種又は業者として適当でない と認めるもの
- 3 市長は、次に掲げる者の広告は、掲載を認めないことができるものとする。
 - (1) 法令、条例及び規則に違反した者
 - (2) 市及び愛媛県から指名停止又は不利益処分を受けている者
 - (3) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が広告主として適当でないと認めるもの

第4 広告欄の明示

市長は、当該欄が広告欄であることを明確に区別するため、その旨を記した文章等を記述しなければならない。

第5 広告の掲載期間

5月号から翌年4月号まで(計12回、各月1日発行)

第6 広告掲載希望者の募集

市長は、市報への広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を募集する場合は、市ホームページ又は市報等で公募するものとする。

- 2 前項の規定による募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じた場合に行うことができる。
- 3 市長は、第1項に規定する公募を行う場合、広告会社等に対し、広告掲載の案内をする ことができる。

第7 広告掲載の申込み

広告掲載希望者は、広報紙広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、FAX又はEメール等により、市長が指定する場所及び期間内に提出しなければならない。

第8 広告掲載の決定

市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に広報紙広告掲載決定通知(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 市長は、広告掲載希望者が第2第3項に規定する枠数を超えたときは、次の順位により 決定するものとする。
 - (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
 - (2) 公共性のある私企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するものに係る広告
 - (4) 第1号及び第2号に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有しないも

のに係る広告

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める広告
- 3 前項に規定する場合、広告掲載希望者が同順位で複数いる場合は、抽選等により順位を 決定するものとする。
- 4 市税の滞納があるものの広告は、掲載しないものとする。

第9 広告掲載内容の承諾

広告の掲載を可と決定を受けた者(以下「広告主」という)は、広報紙広告掲載承諾書 (様式第3号)を市長に提出するものとする。

第10 広告原稿の作成及び提出

広告主は、掲載する広告原稿を市長が指定する場所及び期日までに、提出しければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するのもとする。

第11 広告掲載料

広告掲載料については、類似広告の市場価格等を考慮し、市長が別に定めるものとする。

2 広告主は、市長の指定する期日までに広告の掲載期間に係る掲載料を一括で納付しなければならない。ただし、1年間につき一括申込みをした場合に限り、1月ごとに分割して納付することができる。

第12 広告内容、デザイン等の審査及び協議

広告の内容及びデザイン等については、市及び市報の信用性等を損なうことのないよう 広告主と市が必ず協議するものとする。

第13 広告内容の変更

市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがある場合又はこの基準等に抵触していると認める場合は、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

第14 広告掲載の取り消し

市長は、次に掲げるものに該当する場合は、広告主への催告、その他の手続きを要する ことなく、広告の掲載を取消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主及び広告の内容等が、各種法令に違反し、若しくはそのおそれがある場合又はこの基準等に抵触するものである場合で、第15の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市報への広告掲載が適切でないと認めたとき。

第15 広告掲載の取下げ

広告主は、市報の広告掲載を取下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものと する。

第16 広告掲載料の返還

市長は、市の都合により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を当該広告主へ返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取消した号以後で未掲載の号に係る納付済広告掲載料の総額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

第17 広告掲載期間の延長

市の都合又は広告主の責めによらない理由により、広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

第18 広告主の責務

広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等 に関する財産権のすべてに関し権利処理が完了していることを市長に対して保証しなけれ ばならない。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

第19 広告のデザイン変更

広告主は、広告のデザイン等を変更するときは、掲載予定号発行の1か月前までに広報 担当課に連絡しなければならない。

第20 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 25 日告示第 46 号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月3日告示第13号)

この告示は、告示の日から施行する。

広報紙広告掲載申込書

四国中央市長 様

四国中央市広報紙広告掲載を次のとおり申込みます。

	1 2 4 1 1		
	住所又	は所在地	
	ふり	がな	
広	氏名	又は名称	
	ふり	がな	
告	代表	者職氏名	
掲	ふり	がな	
載	担当	者氏名	
希		T E L	
望	連 絡 先	F A X	
者	, -	Eメール	
	業	種	
	市税	帶納状況	有 • 無
	希望期 間	年	月号から 年 月号(か月)
	希望規		
	格	裏表紙 枠	裏表紙以外 枠 枠の統合(希望する・希望しない)
			※裏表紙:縦 5cm×横 6cm 裏表紙以外:縦 4cm×横 6cm
広告	の内容		
			※希望広告内容を記入又は貼り付けてください。
そ	の他		

様

四国中央市長

印

広報紙広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました四国中央市広報紙広告の掲載について、次の とおり決定したので通知します。

1 申込者 住所又は所在地

氏名又は名称

- 2 決定区分 (1)掲載可
 - (2) 掲載不可

(掲載不可の理由)

3 その他

四国中央市長 様

広告主:

住 所:

広報紙広告掲載承諾書

4	C + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	/ :	ロロふさ	/ T:	ロロナベ (I 1\
Ι.	広告期間	+-	月号から	4	月号まで(回)

9	掲載広生	(※下段に掲載広告を記入若)	くけ貼り付けてください	フルカラー)
∠ .	1七月単2/22 口		ン \ (み見けり 1) () (\ /に 〇 / ・	- / /V /J / 1

※印刷時の色は申請のものと若干異なる場合があります。

下記に同意し市報四国中央への広告掲載を承諾いたします。

記

- 1. 四国中央市広報紙広告取扱基準及び著作権法、個人情報保護法等、関係法令を遵守します。
- 2. 広告内容に変更がある場合は、掲載予定号の発行1箇月前までに連絡いたします。
- 3. 広告に関連して損害を被ったという請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決します。